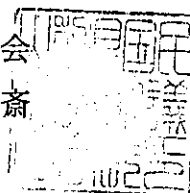


平成30年5月30日

山梨県知事 後藤 斎 殿

山梨県国民保護協議会  
会 長 後藤 斎



山梨県国民保護計画の変更について（答申）

平成30年5月10日付け防危第596号で諮問のあったこのことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項第2号の規定により、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

山梨県国民保護計画の変更は、山梨県行政組織規則の改正等に基づいたものであり、適当であると認める。